長野県木曽郡大桑村
大字野尻
一七番
一五四番一二から一五四番一四まで
一五四番二一
一五四番二三
一五四番二六
一五五番一から一五五番六まで
一五六番及び一五七番
一五八番一及び一五八番二
一五九番
一六〇番二九及び一六〇番三〇
一六〇番三二から一六〇番四〇まで
一六一番一六
九七五番へ
九七五番チから九七五番ヌまで
九七五番三四及び九七五番三五
九七五番三八
九七五番六八から九七五番八〇まで
九七五番八二及び九七五番八三
九七五番一二七
九七五番一三〇及び九七五番一三一
大字長野
二六八二番一及び二六八二番二
二六八四番
二六八七番及び二六八八番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から木曽川合流点までの区間の馬場沢の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域
長野県木曽郡大桑村大字野尻
一五四番一二　一号
一六〇番三〇　二号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱三号と四号を結んだ線から木曽川合流点までの区間の青木沢の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域
長野県木曽郡大桑村大字野尻
一六〇番三〇　三号
一六〇番二九　四号
ニ　長野県木曽郡大桑村大字長野字越田二六五四番内四等三角点越田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三四八度三三分四二秒　一〇四九・三二〇メートルの地点　一号
標柱一号から三五度一七分四七秒　二二・四七六メートルの地点　二号
標柱二号から三四六度四〇分三〇秒　三〇・七四〇メートルの地点　三号
標柱三号から三五度三〇分二一秒　一九・九一八メートルの地点　四号
標柱四号から五七度一七分〇六秒　三一・七二四メートルの地点　五号
標柱五号から一六〇度四七分一四秒　一一六・四四〇メートルの地点　六号
標柱六号から一二七度二八分五八秒　一一三・五六五メートルの地点　七号
標柱七号から一六六度三四分五四秒　一三七・〇六五メートルの地点　八号
標柱八号から一二三度四三分二四秒　一二六・三九七メートルの地点　九号
標柱九号から一五二度二三分一四秒　四四・八六七メートルの地点　十号
標柱十号から一九一度四七分三〇秒　六四・八九九メートルの地点　十一号
標柱十一号から三一四度三一分二二秒　二二一・六二〇メートルの地点　十二号
標柱十二号から二六五度五三分五四秒　一〇三・九二六メートルの地点　十三号

○海上保安庁告示第二百二十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　津ノ和鼻灯台
位置
所在地　島根県松江市（津ノ和鼻）
北緯　三五―三四―五二
東経　一三三―〇八―二二
変更した事項
光度　四、三〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十一年六月十五日

○海上保安庁告示第二百二十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　太地港北防波堤南方照射灯
位置
所在地　和歌山県東牟婁郡太地町（太地港北防波堤灯台）
北緯　三三―三五―二九
東経　一三五―五七―〇二
廃止年月日　平成二十一年六月十六日

○海上保安庁告示第二百二十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　知人礁灯標
位置
所在地　釧路埼灯台（北海道釧路市）の南南西方約一・〇キロメートル
北緯　四二―五七―四〇
東経　一四四―二二―〇七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
変更年月日　平成二十一年六月十六日

名称　出雲御津港西沖防波堤灯台
位置
所在地　島根県松江市（御津港西沖防波堤外端）
北緯　三五―三二―二五
東経　一三三―〇一―三七
変更した事項
光度　八九〇カンデラ
光達距離　九・〇海里
変更年月日　平成二十一年六月十六日

名称　貝場港一号防波堤灯台
位置
所在地　熊本県上天草市（貝場港一号防波堤外端）
北緯　三二―三三―〇〇
東経　一三〇―二七―〇〇
変更した事項
灯質　単閃緑光　毎五秒に一閃光
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十一年六月十六日

○海上保安庁告示第二百二十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　釧路港東区北防波堤南灯台
位置
所在地　北海道釧路港東区第二区（北防波堤南端）
北緯　四二―五八―三九
東経　一四四―二一―三二
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十一年六月十七日

○海上保安庁告示第二百二十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　出雲長尾ケ鼻灯台
位置
所在地　島根県出雲市（長尾ケ鼻）
北緯　三五―三〇―一四
東経　一三二―四九―五六
変更した事項
光度　九、一〇〇カンデラ
光達距離　一四・〇海里
変更年月日　平成二十一年六月十八日

○東北地方整備局告示第八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十七日

東北地方整備局長　青山　俊行

第1　起業者の名称　岩手県
第2　事業の種類
一般国道284号改築工事（真滝バイパス・岩手県―関市滝沢字鶴ヶ沢地内から同市滝沢字鶴ヶ沢地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　岩手県―関市滝沢字鶴ヶ沢及び寺田下地内
2　使用の部分　なし